

周南市犬又は猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

周南市犬又は猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（平成29年4月1日要綱第37号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、犬又は猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）を行うことにより、望まない繁殖による遺棄並びに近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、並びに保護等された犬又は猫が法第7条第4項に規定する終生飼養（以下「終生飼養」という。）をされることを促進し、もって公衆衛生の向上に寄与するため、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 指定獣医師 公益社団法人山口県獣医師会徳山支部に所属する獣医師であって、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき開設された診療施設において、診療の業務を行うものをいう。
- (2) 飼い犬・猫 次条第1号に規定する者が市内で飼育する犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定による登録を受け、かつ、同法第5条の規定による狂犬病の予防注射を補助対象年度に受けているものに限る。）又は猫をいう。
- (3) 保護犬・猫 市内に生息し、令和6年6月1日以後に捕獲され、若しくは保護された犬（山口県周南環境保健所から譲り受けたものに限る。）又は同日以後に保護された猫のうち、指定獣医師により成犬又は成猫と判定されたものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、次条に定める補助対象動物を自己により終生飼養し、又

は終生飼養をしようとする者へ譲渡することを目的に、指定獣医師により実施された不妊去勢手術の費用を支払ったものとする。

(1) 次の要件を満たす者

- ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
イ 市税を滞納していないこと。

(2) 次の要件を満たす動物愛護団体

- ア 市内に所在し、かつ、保護犬・猫の飼養施設を市内に設置していること。
イ 法の趣旨に基づき動物愛護のための活動を行い、営利を目的としていないこと。
ウ 法人格を有すること。
エ 法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業の届出をしていること。
オ 市税を滞納していないこと。

(補助対象動物)

第4条 補助の対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、飼い犬・猫又は保護犬・猫とする。ただし、法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、犬又は猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（市民用）（別記様式第1号）又は、犬又は猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（団体用）（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 不妊去勢手術を実施した指定獣医師が発行した領収書の写し
- (2) 第3条第2号の者にあっては、法人の登記事項証明書、第二種動物取扱業の登録が確認できる書類及び法人の定款等
- (3) 保護犬・猫にあっては、保護犬・猫の成犬・成猫確認書（指定獣医師証明）

(別記様式第3号) 及び保護犬・猫であることの確認書(保健所確認用) (別記様式第4号) 又は保護猫であることの確認書(第三者による証明) (別記様式第5号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、不妊去勢手術が終了した日の属する年度内に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、犬又は猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、犬又は猫の不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が提出した書類の記載事項に偽りがあったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、飼育継続又は終生飼養をしようとする者への譲渡が行われているか等を確認するため調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

区分	補助金の額
飼い犬・猫	1件につき3,000円と不妊去勢手術に要した額とを比較して少ない方の額(第3条第1号の者にあっては、1世帯につき1年に1件を

	限度とする。)
保護犬・猫	1件につき10,000円と不妊去勢手術に要した額とを比較して少ない方の額（第3条第1号の者にあっては、1世帯につき1年に3件を限度とする。）